

議 長 日程第6「一般質問」に入ります。
一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 南 雲 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号、質問議員、第4番 南雲まさ子。件名、本町の火災対策について問う。

要旨、昨年末に発生した糸魚川大火は、消火活動等の問題点が幾つか浮き彫りになり、全国の自治体ではその教訓を踏まえ、今後の対策のあり方が検討されています。そこで次の点をお伺いします。

(1) 糸魚川大火について、本町はどのような事実を認識し、今後の教訓として考えられていますか。

(2) 本町の地域の実情に合わせた消防上のハードやソフトの体制について、どのような改善が必要と思われるか。

(3) 今回の糸魚川大火で、消防団の重要性が再確認されました。本町の消防団の課題をお聞かせください。

よろしく願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問にお答えをさせていただきます。糸魚川の大火につきまして、駅から徒歩で約4分という飲食店からの出火で、原因は大型コンロに火をつけたまま外出してしまったということと聞いております。古い木造建築物が幅1メートルに満たない道路を挟んで密集していたことと、そこに山から吹きおろす風が高温となるフェーン現象の発生や、最大瞬間風速が27.2メートルという強風が吹くなどの悪い条件が重なったということで、飛び火により同時多発的に次々と延焼し、鎮火までに約10時間半がかかり、延焼面積は4万平方メートルに及ぶという1976年の酒田大火災以降、約40年ぶりというふうな火災になったというふう聞いております。

消火活動におきましては、糸魚川市消防本部から12隊が出動し、また地元の消防団50隊のほか、周辺自治体からの消火活動の協力がありましたが、一斉に放水したために消火用の水が不足したこととなったというふうにも聞いており

ます。このため糸魚川地区におきまして、生コンミキサー組合による防火水槽等への水の搬送、また国土交通省北陸整備局の排水ポンプ車による給水、さらには新潟市消防局から海水利用型消防水利システム車が出動し、海からの送水も行われたというふうにも聞いております。

火災発生が昼間であったことや高齢者施設等がなかったということもあり、住民の命が守られたというふうにも聞いております。しかし、人的な被害といたしましては消防団員の15名を含む17名が負傷し、このうち1名が中等症、16名が軽症ということであるようです。また、新潟県内最古の酒蔵や名門割烹、または旅館等も焼失することになってしまっております。以上が糸魚川大火の概要として認識しているところでございます。

この大火の教訓といたしましては、まずは火の元を離れてしまうという個人の油断があった。狭隘道路に防火対策の低い、古い住宅が密集していた。また、一斉放水による水が不足したということになると考えております。

これらの教訓の中で本町では狭隘道路については順次拡幅を進めているところでもございます。拡幅により避難路の確保、延焼防止、消火活動の向上につなげてまいりますので、引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、消火用水が不足になった件でございますが、糸魚川大火では約10時間で総水量2万1,000トン以上の使用があったということでございます。松田地区を例にとってみますと、貯水池は河南沢と神山の2カ所それぞれ2,000トンの合計4,000トンで、この4,000トンはほぼ1日の生活で消費している量となります。これに松田地区41カ所の防火水槽の1,520トンを合わせても足りないということになります。酒匂川や川音川などの自然水利や農業用水等の活用、足柄地区1市5町の消防相互応援協定など各種協定を有効に活用し、被害の拡大を防ぎたいというふうに考えております。

また、今回の糸魚川大火で犠牲を出さずに済んだ要因といたしましては、正午過ぎの避難勧告の発令まで合計4回の火災広報を行い、隣近所が声をかけ合って避難されたことにあると考えます。強風の際、火の取り扱いや注意喚起や避難勧告を発令する際には同報無線や安心メール、また広報車による迅速で正

確な情報をお伝えすることも重要でございます。あわせて近所の皆さん方の声のかけ合いが重要であるということを改めて感じた次第でございます。同報無線のデジタル化とあわせ、今後も情報伝達の方法を強化・充実していきます。以上が今回の糸魚川大火により再認識、また松田町を含む多くの自治体が学んだ教訓であるというふうに考えております。

続きまして、2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。まずハード面でございます。平成26年2月に消防庁から消防団の装備の基準の改正に関する通知があり、その内容といたしまして大きく3つあります。まず1つ目が消防団員の安全装備について、2つ目が情報収集と発信に関する装備について、3つ目が救助活動用の資機材の充実でございます。一度に全て対応することは難しい面もありますので、本町ではまず団員の安全対策を最優先とし、これまで機械器具を使つての作業の際やガラスの破片などで手を切らないよう耐切創手袋のほか、強風の中での消火活動やチェーンソーなどの機具を使う際に使用する防塵ゴーグル、防塵マスクを配備してきました。また、現場で確実に指示を伝えるため拡声器も配備しました。今後、さらに消防団とも必要な器具等を検討し、優先順位を決めて順次導入を図ります。

次に、ソフト面でございますが、平成17年6月1日に改正消防法が施行され、新築住宅の居室や階段の上などに住宅用火災報知器の設置が義務づけられました。戸建ての既存住宅や自動火災報知設備がついていない共同住宅は、遅くとも平成23年5月中までに設置することが義務づけられております。この改正消防法の施行に伴い、平成21年度に65歳以上の独居で希望のあったお宅に町職員が訪問し、火災報知器175個を無料で設置いたしました。平成23年度からは対象年齢を75歳以上とし、これまで219個を設置し、設置率は60%ほどでございます。また、町内の各家庭における設置状況は、平成28年7月のアンケート調査の結果では43.3%となっております。火災を初期の段階で察知し、早期に消火するため、向こう5年間におきまして火災報知器の設置率を100%を目標に、小田原市消防本部や消防団の皆様、自主防災会の皆様と連携をして進めてまいりたいというふうに考えております。

災害時には地域のつながりが重要でございます。自治会ごとの自主防災組織

を運営していただいております。今後も自治会長連絡協議会様とも連携し、防災訓練や各種行事などを通して発災時に対応していただけるよう、地域のつながりを深めてまいりたいというふうにも考えております。自助・近助・共助の力をつけていただくよう町として対応してまいります。

続きまして、3つ目の御質問にお答えをさせていただきます。近年、全国各地で地震や風水害等の大規模災害がたびたび発生し、多くの消防団員が活躍していただいております。消防団員の皆様方は本業を持ちながら町民の生命と財産を守るため、年末の夜警など火災の予防・警戒並びに鎮圧のほか、地震、風水害等の警戒及び現場対応、避難支援、被災者の救出・救助、平時においても機械器具の点検や習熟度の向上、各種訓練を実施し、地域住民からも高い期待が寄せられているところでもございます。9月3日に開催いたしました町総合防災訓練においても、各自主防災会からの要請により消防団員の皆様方が各地域の自主防災会に出向き、初期消火活動や三角巾の使い方などの御指導のほか、松田地区と寄地区それぞれにおいて放水の中継訓練を実施したところでもございます。

しかし、現在、全国的に消防団員が不足しており、また地域によっては高齢化が進んでおり、どの自治体においてもその対応に苦慮しているというところでもございます。松田町においても定員140名に対し、この8月1日現在において128名と12名の欠員となっております。この点が最大の課題だというふうにも考えております。また、分団員の多くの就労形態が被雇用者であるため、昼間は地元不在の団員が多く、昨年12月の調査では、昼間の分団員の充足率が松田地区で40%、寄地区で28.6%となっております。ということは、松田地区において6割がいない、寄は7割いないというようなことになっております。特に寄地区では、常備消防である小田原消防松田分署から寄地区までの所要時間が平成28年度中に消防と救急で123回の出動があり、その平均時間は約14分ほどかかっておりますので、初期消火対策を急がなければならないと考えております。元幹部消防団員で構成される松田町消防友の会の方々では、昼間の火災に対する消防団員が少ないということで、消防団員OBとして消防団の消火活動に参加することができないか検討いただいておりますので、一つの方法として

町としても消防団員の皆様方と調整し、ぜひ実現できるような仕組みを構築してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

4 番 南 雲 初めに、日ごろから厳しい訓練なさって、私たちの安心・安全な生活を守ってくださっている消防職員、また消防団員の方に心より感謝申し上げます。

糸魚川大火は28年の12月22日の10時20分ごろ発生しました。ことしの3月14日に火災現場の視察に行かせていただき、本当に店舗から出た火があんなに4万平方メートルもの広いところを焼け尽くしたところを見てしまって、本当に火災の恐ろしさを改めて感じました。御高齢の女性の方にお話を伺うことができたんですけれども、その方は家が西風の風上に当たり、ふだんは西風がとても多い地区なので、いつ風向きが変わるか、とても心配されたそうなんですけれども、本当に命が大事ということで、迎えに来られた息子さんの車に乗って逃げられたということでした。それで、本当に私たちが行ったときに初めて取材を、今まで取材されても応じなかったんですけれども、話して下さったんですけれども、やはり月日がたって話す気持ちになられたのかなということを感じました。

創業360年歴史のある酒屋さんが燃えてしまったんですけれども、その酒屋さんは参勤交代の本陣として宿泊の世話をされていた関係で、加賀前田藩主からいただいた数々の品があったんですけれども、その品の一部をお店のところにも陳列されていたそうなんですけど、全て燃えてしまったということですね。あと、親元を離れて大学に行かれていたお嬢さんが火災現場の御自宅を訪れて、火災現場から御自分の大事にしていたものが見つかって喜んでいるところがテレビでも放映されていました。本当にボランティアの方も12月29日から作業を開始されていたんですけれども、もう年末・年始返上でね、本当に支援物資等の仕分け作業とともに思い出の品探しということのボランティアさんもいて、とにかく年末・年始返上で、延べ人数1,000人の方が携わっていただいたということを知りました。本当に火災というのは財産等を失うだけでなく、思い出の品、大切にしてきたものも失ってしまいます。

今、松田町の火災予防計画の中に、新松田駅や松田駅周辺地区を中心に一部

木造家屋が密集しているとの記述があります。本当にこれは糸魚川現場との共通した部分があつて、この松田町のこのような状況に対しね、どのような対応を考えているか、お聞きいたします。

安全防災担当課長

糸魚川の今回の火災、大火と松田町の密集の度合いを考えますと、同じ2万平方メートルの中に糸魚川の場合は約200戸の建物がございました。これ松田町の駅前に置きかえてみますと、駅前ということで、新松田駅、松田駅からロマンス通りを西のほうへ、大体おざわ糸屋さんのあたりまでから、あそこに中澤さんのほうへ行く道と、あと、左側に沢がありますけれども、あの辺の面積が大体2万平方メートルになります。すいません、4万平方メートルです。同じぐらいの面積になります。建っている建物としては100戸ちょっと超えるぐらいで、糸魚川に比べれば密集はかなり低いと思われます。

それと、あと 糸魚川の場合、準防火区域ではありますけれども、その指定は受けていますけれども、建物自体がそれ以前に建てたものがそのまま建てかえなしでずっと建っていたということ。それとあと現場を御視察されたということで、御苦労さまでした。北国というか、雪国ということで雁木づくりですね。各商店が軒先が全部つながっています。下の歩道が雪が降っても雪かきせずに住民・町民の方が買い物ができるように雁木づくりというのが、雪の降る地域独特の雁木づくり、それが屋根が全部木でつながっていますので、延焼が早かったということがあると思います。その辺の密集度は大分違うと思われますことと、あと松田町において準防火区域内の建てかえがかなり進んでおりまして、すいません、今、数字がちょっと出ないんですけれども、物理的には大火に結びつく可能性は低いのではないかと考えております。

それと、あと数でわからないんですけれども、この平成29年5月に消防庁が「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書」という、資料編も入れますと200ページぐらいの報告書がまとまっております。その中で見ますと、ちょっと具体的な数は数えていないんですけれども、この大火に遭った区域は特に街頭消火器が少なかったという表記がありまして、今後、街頭消火器をふやしていくというような今後の課題ということで書かれていました。以上でございます。

4 番 南 雲 10日の日に小田急沿線で火災が発生して、電車の屋根にね、火が移ってしまったということで、ちょっと心配もしたんですけども、そのようなことでね、大火にはならないようなことということでお伺いしまして、また、これからも駅周辺の火災に対しても水利とか、狭隘の道路とかに注目していただけたらと思います。

糸魚川の消火活動のときに、水が不足してしまったということで、今、酒匂川とか、川音川とか、また応援協定ということで、多分水が不足するようなことはないということでお話しいただいたんですけども、糸魚川大火のときに公園とか、駐車場の広いところが延焼を防ぐ場所になったということで、そういうところにやっぱり水が不足しないために防火水槽をね、設置することが大切ということがあったんですけども、我が町のそういうところに防火水槽はどうなっていっしょるか、状況をお伺いいたします。

安全防災担当課長 松田町におけます水利の状況でございます。防火水槽ということでございますが、一応40トンが、40トン級という水槽が主になっております。なぜ40トン級かと言いますと、これは補助金の対象になるということで、40トンが多く設置しているところでございます。防火水槽には、種類として学校のプール等も含めまして…ちょっとすいません。すいません、お待たせしました。町全体で77カ所ございます。松田地区が41カ所、寄地区が36カ所。それで、松田地区41カ所につきましては、合計で1,520トン、寄地区が36カ所で1,240トンでございます。これらの水槽はもちろん役場の前にもございますし、あと学校や個人のお宅の前も、あと分団の詰所等に設置してございます。公園では中丸公園内に設置、中丸公園ですね、に設置してございます。以上です。

4 番 南 雲 ほかにも公園があって、また公園のところに防火水槽を設置していくというお考えはありますでしょうか、これから。

安全防災担当課長 今のところですね、防火水槽、それから消火栓、いわゆる水利を地図上に円を描いて充足率、この辺、あきがないように設置しているところでございます。今のところそれで不足はないと考えております。以上です。

4 番 南 雲 それでは安心いたしました。

次にですね、建築物の建材の不燃化促進ということで、本町の場合ほどのよ

うな方法でやられているかお聞きいたします。

まちづくり課長 松田町の中ですね、建築物の不燃化につきましては、近隣商業地域、駅の周辺ですね、商業が発達してる部分と、下原の地域が準防火地域という基準になっております。準防火地域におきましては、不燃材の使用であるとか、そういうことによっては、家屋の火災において延焼しないような取り組みを行っています。以上です。

4 番 南 雲 現地を火災現場を歩いてたときに、家が無事に見えたんですけども、よく見るとやっぱりガラス、窓ガラスがね、焼け落ちているところが何軒かありまして、やっぱり窓ガラスの、あとそうですね、ワイヤー入りが有効だということを知ってるんですけども、その点、例えばあれですよ、密集した家屋のところに新築される方に対して、そういうような助言はなさっていくことも必要かと思われるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

まちづくり課長 ただいま御質問のですね、窓ガラスにつきましては、準防火地域等においてはですね、網入りガラス等により中から、内部からの火事、また外からの火事によって、火が燃え移らないような構造になる形になっています。一般的な用途の中では、防火区域でない準防火区域に指定されていないところではですね、そういった施設を有することを法律上は強制していません。ただしですね、外壁等においては現在の建物は、木造といってもですね、耐火、防火ですね、防火構造に近いものを有している建物が多うございます。特段、準防火の中に建物を建てる場合に、外壁を変えたり軒天といたしまして、屋根が出ている軒の下に火が回り込む、その軒下などの防火はですね、一般的な住宅の仕様でも、現在かなり防火構造になっている家が多いので、その辺は指導をしなくても大体のお宅がそうなっている場合が多いです。ただし、窓ガラスについてはやはり用途の中で、都市計画の中で例えば指定をしない限り、なかなかそれを全部耐火・防火構造のガラスに変えていくところは指導できないところであります。また、それを指導することによってですね、サッシ類が全部お値段が変わってきますので、そのまま建築費の高騰になるかと考えられます。個人の負担も考えますと、なかなか一般的な住宅地において、緩やかに、隣同士を離れながら建てているような建物も多うございますので、なかなかその全体をそういった

構造にするということは難しいのかと考えます。以上です。

4 番 南 雲 やはり現地で1軒だけ無事だったお宅があったんですね。そこのお宅は本当に二重サッシのワイヤー入りの窓で、ほかの部分もいろいろ防火対策をされて、やっぱり費用が1.5倍ぐらいかかったということで、やっぱり値段の関係もございませぬけれども、またそういうね、情報も町民の方に知っていただくことも大事かなと思います。

それで消防計画の中に、常備消防は広域化されたんですけれども、消防団については各市町で所管している。そのため合同訓練や定期的な連絡会議の開催等により、顔の見える関係の構築が必要との文言があります。小田原市消防本部と消防団の連絡会議は、どのぐらいの頻度でどのようなことを話されているのでしょうか。お聞きいたします。

安全防災担当課長 小田原市消防本部との連絡会議ということでございますけれども、正直連絡会議というような形では今のところ実施しておりません。訓練におけるポンプ性能検査ですとか、三角巾の使い方ですとか、AEDの研修等の講師としてお願いしているところでございます。

4 番 南 雲 ちょっと救急車を呼んだときに、救急車両が通れる道路があったのにもかかわらず、ほかの道でその御自宅の近くに救急車をとめて担架で運ばれたということをお聞きしたんですけれども、やはりその救急車両の通り道とかの情報も正しく消防団と常備消防のほうに伝わっていただかないといけないと思いますが、その辺の連携はどうなってるかお聞きいたします。

安全防災担当課長 申しわけありません。その辺の道についての特に連絡はとっておりません。連絡調整はしておりません。今後調整するようにしたいと思います。

議 長 まちづくり課長はありますか。

まちづくり課長 小田原市消防さんのデータを見せていただいたことがございます。町内で、例えば消防車、消防車が通れば大体救急車も通れるんじゃないかと思いますが、消防車がなかなか通り抜けが困難であるというふうに御指摘をいただいている町道、町道認定されてる町道でございますが、4カ所ほどだというふうを確認しております。主な原因としては幅員不足というところで、あとは角、曲がり角ですね。そういったものが多くて通りづらいと。その4カ所の確認の

仕方なんですけども、消火栓を利用するのに、消防車が消火栓のそばまで行けるのか行けないのかということの内容の確認でさせていただいたときに、4カ所ほどその消火栓までちょっと消防車が入れないよというところがございます。町内全体の狭隘道路、先ほど狭い道のことでございますけども、23%ぐらいの道路がですね、全体の23%ぐらいの道路が4メートル未満の町道でございます。延長にして約ですね、1万4,000メートル、14キロが4メートル未満の狭隘道路となっております。しかしながら、4メートルを切っていても、消防車も救急車も入れる場合があります。路線の曲がり角とかですね、そういったものの改良を進めることによって、幅員の確保が困難なところでもですね、スムーズな消火活動や救助活動ができるように、今後も検討してまいります。以上です。

4 番 南 雲 あと、家が建ったり道ができたりして、町の景観が変わっていったときに、その情報というのはどのぐらいの頻度で、常備消防と消防団のほうに伝わっているのかお聞きいたします。

安全防災担当課長 町の景観が変わったときということですけども、どの程度の町の景観が変わる、どの程度の変更で景観が変わったかという判断、なかなか難しいところがございますけども、今のところそのような情報交換もしておりません。

 すいません、1点訂正させていただきたいのが、小田原市消防本部との定期的な連絡会みたいなのはないのかということでしたけども、年度当初に小田原市消防本部の方が見えて、足柄消防署の、南足柄にあります南足柄署の方も交えまして、年間の計画等の打ち合わせはしてございます。以上です。

まちづくり課長 すいません。景観が変わったという場合に、消防のほうでどのぐらい把握してるかということなんですけども、建築確認申請の中でですね、大きな建物であるとか、介護施設であるとか、そういったものの確認申請を経由するときに消防経由ということで、消防本部のほうにその確認申請、建築、どういうものを建てますよというような申請を経由させていただいています。そういった中では、重要な建物や、人々が多く集まるような建物が新たにつくられる、直されるということは、消防署では把握してるというふうに確認しております。以上です。

4 番 南 雲 安心いたしました。松田町アクションプログラムの中に、「町民に対し火災

予防に関する防火・防災意識の啓発を進めます」とありますけれども、どのようにして啓発を進めているのかお伺いいたします。

安全防災担当課長 防災を町民の方にどのようにPRしていくかということなんでございますけれども、いろいろありますけれども、そうですね…（「もうちょっと大きく言ってください」「聞こえません」の声あり）はい、すいません。消防団によります火災予防運動期間の広報活動、消防パレード、それから町の総合防災訓練、それと、それから各種ハザードマップを作成して、全戸配布しております。その他、計画等の、ことしも松田町総合防災、地域防災計画の改定見直しの年でございますので、その変更点なども広報等を通じてPRしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

4 番 南 雲 ホームページに「火災緊急」というタイトルで、火災発災時の対応とか消火器の使い方等がとてもわかりやすく載ってて、とてもいいなと思ったんですけども、何か町民の方の中にはやっぱりホームページが開けない方がいらっしゃるというので、今、ハザードマップが全戸に配布されてるということで、そのような形で配布されたらいいかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

安全防災担当課長 広報等、またはおしらせ号等通じてPRすることは可能だと思いますので、検討させていただきます。

4 番 南 雲 消防団のことなんですけれども、やっぱりアクションプログラムの中に、消防団の組織見直しということが載っているんですけども、それはどのような見直しをされるということでお伺いいたします。

安全防災担当課長 今、消防団の本団と今後の消防団の方向性についてということで、話し合いを始めたところでございます。内容としましては、先ほど町長の答弁もありましたように、団員の不足、欠員に対応するための、消防団員に限らず機能別消防団員というのがございます。先ほどの町長答弁にありましたように、消防友の会さん、例えば友の会さんが消防活動ができるような仕組みづくり、もちろん、いざ火災となれば、地域の方も消火栓等を使って消火活動に参加しているんですけども、消防団のOBの方ですと、操作等もなれておりますので、参加できないかと声が上がっているんで、その辺の仕組みづくりをお手伝いしたい

と思います。

それとあと、現在8個分団あるわけですけども、消防団が結成された当時とは大分時代も変わってきておりまして、常備消防のほうがかかなり完備されているといたしますか、お任せできるといたしますか、常備消防のほう消防本部のほうの体制が整っておりますので、例えば先ほどありました、狭隘道路をなるべく少なくしていくんですけども、消防車が入れない、ポンプ車が入れないようなところには、今のポンプ車から可搬ポンプを積んだ車両に切りかえますとか、そのようなことを主に検討しているところでございます。以上です。

4 番 南 雲 12名の消防団員さんの欠員がある、足りないということで、最近全国的に女性の加入に力を入れていらして、1990年には全国で約2,000人だった女性団員数が、今では2万4,980人までふえているということで、以前松田町でも女性消防団がいたそうなんですけれども、復活させるようなお考えはございますでしょうか。

安全防災担当課長 今、お話がありました婦人消防隊というのは、平成7年7月に発足しました。4月から募集をかけましたけども、なかなか隊員、団員の方がなり手がなく、人集めに苦労したそうでございます。その後、平成10年に解散となったということです。当時としては先駆的な取り組みだったようですが、時期尚早だったのか、条例や補償などの制度が整備されてなかったということもあり、平成10年をもって解散をしてしまったということでございます。

女性消防団員でございますけども、大きく2つ、2つといたしますか、2種類といたしますか、活動の内容があると思います。主に火災の予防という啓発活動、それとあと消防団員として現場でも活動していただくというような、2つに分かれるのかと思います。松田町、過去にあった松田町婦人消防隊については、その啓発活動が主だったようでございます。確かに全国的に女性消防団員がふえてるということで、近隣では山北町の消防団に団員として2人の方が入っているそうです。入団、入隊された経緯としましては、本人のほうから入りたいという希望が非常にあって、入団したそうです。普通、いわゆる消防団員ですので、条例とか制度を一切さわることなく普通の団員さんということで入って、出初め式を初め消防の現場にも出ているそうです。その方がもう一人を誘われ

て、同じ分団に2人の女性が入ってるということで、町として特に女性消防団員を募集しているということはないそうでございます。

松田町でどうかということなんですけども、もちろんやりたいという方がいれば大歓迎なんですけども、今のところそのような声は届いておりません。仮に消防団として、一般の団員として入った場合ですと、山北町さんで活動してる例もあるんですけども、力仕事のなところもありますし、消防団イコールといいますか、ときには水防団ともなります。水防となりますと、消防活動も危険ですけども、さらに危険が増すところで、ちょっと懸念されるんですけども、仮に消防団、女性の消防団も1個、別に組織するという考えもあろうかと思えます。そうしますと消防車、普通の消防車、トラックの大きい車格になります。あと操作が全部運転の、まあ運転するかわかりませんが、全部マニュアルでございます。消防団が出動する際には、最低3人そろって出動になります。そのときに女性を入れて3人となったときの態勢が、現場行ってちょっと、例えば消火栓を開けるのに、ちょっとあれも力がいらいますので。ということで、別の今、軽トラックを改造した小型の消防可搬ポンプを積んだものもございます。それですと定員が4人、4人乗れる形になります。希望される方がそろえば、そういった女性消防団を1個分団設置することも可能かと思えます。以上です。

4 番 南 雲 やはりいろんな、これから町に協力していただく方を募っていくというのがすごく、社会保障費も膨らんで財政面でも厳しくなっていく中、すごく必要かなと思われるんですけど、なかなかそういう部分で難しいということがどこの財政、自治体でも聞こえてきます。ちょっと講演とか聞きに行きましたところ、何かそんないろんなものを修得するというような気持ちで、何回もこういうふうに出ていただくということがすごくね、大事だということをおっしゃってました。やっぱり町民がね、いろいろなところに出て行っていただくという、何かそういうところからすごくなかなか、本当に厳しいんですけども、その何か粘り強い活動というのがすごく大事かなと思えました。消防団に、女性消防団に限らず。本当にこれから女性消防団の方ができることがね、すごく私の望みなんですけれども。以上で質問を終わらせていただきます。

議

長 以上で、受付番号第1号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。10時40分から再開いたします。 (10時23分)